

「国民実践要領」制定論議に関する一考察

－「国民実践要領草案」と『国民実践要領』の比較を通じて－

長谷川 真行

はじめに

本稿は、天野貞祐文相期における一連の道德教育改革のうち、天野の道德教育観がもっともよく現れているといえる「国民実践要領」制定をめぐる論議について確認するとともに、『読売新聞』にスクープされた「国民実践要領草案」が果たして「天野的なもの」¹といえるのかどうかについて検証するものである。「国民実践要領草案」に対し天野は何の言及もしていないが、もし「国民実践要領草案」が天野の道德教育観を表現したものでなければ、天野の道德教育改革と『国民実践要領』とのつながりが不明瞭になる。しかしそのことに言及した先行研究は見当たらない。そこで「国民実践要領草案」と、1953（昭和28）年3月に天野個人の名前で出版された『国民実践要領』の内容を比較することにより、「国民実践要領草案」が果たして「天野的なもの」といえるのかどうかを検証する。これにより、天野道德教育改革と、文相辞任後に出版された『国民実践要領』（1953年）とのつながりがより明白になり、1966（昭和41）年の「期待される人間像」や、1968年度版『中学校学習指導要領』へと影響をあたえた天野の道德教育観の流れをより堅固なものとするのが期待される。

なお、本稿では「国民実践要領」のイデオロギーに関する部分には触れず、一連の「国民実践要領」制定論議については確認するだけにとどめる。また、1953（昭和28）年に天野個人の名前で出版された『国民実践要領』については『』で、それ以前の「国民実践要領」については「」で表記する。『国民実践要領』は『天野貞祐全集四 今日に生きる倫理』（栗田出版会、1970年）を、「国民実践要領草案」は『読売新聞』（1951年11月17日）を参考にした。加えて、『国民実践要領』が厳密に天野の道德教育観を表現したものであるのかどうかについては別途考察が必要であるが、ここでは貝塚茂樹²がいうように「天野的なもの」ととらえることにする。

1. 「国民実践要領」の制定について

1950年代は、日本の社会が大きく変化した時代である。1950（昭和25）年2月にアメリカで始まったマッカーシズムの旋風は、早くも6月に日本に到達し、9月には公務員のレッドパージが決定されるなど、社会は混乱の様相を呈し、道德的風紀も乱れ始めた³。吉田首相が天野を文相に迎えたのは、「教育における道德の推進・強化をしてもらおうとの意思があった」⁴ため、とされている。

その期待にこたえてか、天野は各地で道德教育の必要性を説いて回っていた。そして1951（昭和26）年9月22日、富山に講演旅行に赴く途中で記者団と会見し、今後の教育問題について以下のような発言をした⁵。

講和条約が国会で批准される機会に文部大臣名で『国民実践要領』なるものを出し、独立回復後の日本国民が真に自主独立の精神をもって道徳的に生きていく目標を示したい。

発言はさらに「これは決して教育勅語の復活のごときものではなく、何の拘束もせず、この際はっきりした人生観を持ちたいと思う人々の参考に供するだけである」⁶と続けられた。

発表当初はほとんど具体的な反応がなかったが、1951（昭和 26）年 10 月 15 日の参議院本会議において、天野が「国家の道徳的中心は天皇にある」との発言をしたことにより、「国民実践要領」制定をめぐる論議は活発化した。この発言について天野は「天皇が中心であるというのは、国民の親愛と申しましょうか、親しみ愛する対象でなければならない。親しみ愛するということは道徳的なことだから天皇が中心だということは、道徳的意味における中心であって決して権力の中心ということでもなく宗教的对象の意味の中心ということでもない。ただ国民親愛の意味の対象なんだ、中心なんだ、こういうことを申すはずなのでありますが、ただ言葉がたりないために、道徳の中心というふうにとられたということは私の考えとは全然反するところでありまして」⁷と答えている。この発言から、天野に「政治的官庁から指示」するような意図はなく、『朝日新聞』紙上で危惧された「成文をもてしぱり融通の利かない道徳をしいる戦陣訓」⁸の類いではなかったのだが、貝塚茂樹が指摘するように、「国民実践要領」は戦前の教育勅語と関連づけられて「再軍備へのイデオロギー形成の役割を果たす目的のものと位置づけられ」⁹てしまい、結果として政府が「占領教育の是正」に名をかりて、「その実『旧体制』の復活をたくらんでいるのではないか、という印象をいよいよ強く国民一般にあたえることとなった」¹⁰のである。

約 2 か月間の「国民実践要領」制定論議の末、天野は自ら「国民実践要領」を白紙撤回した。しかし翌 1953（昭和 28）年、天野は個人の名前で『国民実践要領』を出版した。これは 1966（昭和 41）年の中教審答申別記「期待される人間像」へと連続し、さらに 1968 年度版『中学校学習指導要領』の「道徳」に影響を与えたのである¹¹。

2. 「国民実践要領」制定論議における批判・反対意見

1951（昭和 26）年 9 月 22 日、天野による「国民実践要領」制定についての発言から、同年 11 月 27 日に白紙撤回されるまでの 2 ヶ月間、主に新聞紙面上において多くの論議が交わされた。

まずは批判・反対意見についてみると、1951 年 10 月 22 日の『朝日新聞』は社説「国民道徳の基準と政府」で、「国民実践要領」は「戦後国民の道義心がはなはだしくゆるみ」、そのことを「反省」した結果であり、「要領」制定自体に「異論をとこなえることもなさそう」としつつも、「これを文部大臣が出すというところに、問題がある」としている。その理由として、①いま政府がすべきは、道徳的社会にふさわしい条件を整えること、②道徳と政

治は完全に分離させるべきこと、③軍国主義の時代に戻る可能性が生じること、という 3 点を挙げている¹²。

また 1951 年 10 月 23 日の『読売新聞』は社説「天野文相の錯覚」で、天野の説明に対して「彼の感覚には時代に逆行したおどろくべき錯迷がある」とした上で、①「文部大臣としての天野個人の資格で世に出ず」という表現の曖昧さ、②文相個人の名で出しても、それは政府の命令としか国民は受け取れないこと、③これはかつての修身に戻る可能性を秘めていること、の 3 点を指摘し、文相天野を「新時代の人間の持った苦悶に対する理解もなく、近代民主主義の合理的革新に対するセンスも持ち合わない」と痛烈に批判している¹³。

上記の 2 つの社説を含む多くの批判の主な論点は、第 1 に天皇を道徳的中心に据えた道徳的指針は教育勅語への回帰となる可能性があること、第 2 に道徳的指針を政府が発表することは、いかに文相個人の名で発表しようとも、国民は上からの命令としか受け取ることができないであろうということの 2 点であった。

1951 年 11 月 17 日の『読売新聞』「国民実践要領 これが文相草案」において、天野の草案がスクープされた（以下「国民実践要領草案」と表現する）。渦中の「国家の道徳的中心は天皇」という考えは、第四章「国家」の六に、「われわれは独自の国体として国家の象徴たる天皇をもっている、長い歴史を通じて天皇があったところにわが国の特徴がある、天皇の地位は国家の象徴として道徳的中心たる性格をもっている」¹⁴と明記された。これに対し、翌 11 月 18 日『読売新聞』の「編集手帳」では、「天野勅語の草案を読んでいると概要ではあるが哲学大臣らしからぬ押しつけがましい『…しなければならない』という字句がなんと十九ヶ所もあるのが気にかかる。『なんじ臣民…すべし』の文句の口語化である。これでは天野勅語といわれても致し方あるまい」と、その表現方法を批判している。

内容そのものを批判したものとして、同年 11 月 19 日『読売新聞』記事「民主化に挑戦する天野要領」がある¹⁵。そこでは「私たちはこの内容はくだらないと思うし、それだけでなく反対である。しかし断じてこれを見逃すわけにはいかない。（中略=引用者）公のルートを通じて流される指針を、反対意見を持ちながら見逃すことは、私たちの道徳の感覚に背く。（中略=引用者）民主主義の新しい道徳観は、断固としてこの『実践要領』に反対すべきことを教えている」と皮肉たっぷりに「国民実践要領」を否定する。さらに「抽象的な概念を追う先験的観念論が私たちの生活実践にいったい何を寄与することができる」とその抽象性を指摘し、「こうして今や私たちは実質において『教育勅語』の戦後版を与えられようとしている」と、その制定についても全面否定をしている。

3. 「国民実践要領」制定論議における擁護・賛成意見

賛成・擁護する意見について検討すると、1951 年 11 月 4 日『日本教育新聞』「天野文相の倫理観 天皇は道徳の中心か」では、「中には『追放に値する道徳観ではないか』というものまで現れてきたが、天野文相の真意がはたして天皇中心の道徳観であるかどうかはいささか新聞報道の早合点もあったようである」とし、天野自身に対してもその著書を分

析した上で「修身教科書や教育勅語に対しても批判的であり、徹底的な平和道徳の主張者である」と擁護している¹⁶。

同年 11 月 15 日『東京新聞』社説「国民実践要領の問題」では、発表の形式や内容について改善すべきとするも、結論として「このように困難なことであるにもかかわらず文相が文教の責任者として国家の道徳指針を出したいという意図は敬意を表するにやぶさかではない。学校教育に修身科を復活せよという声も強いし世相には道徳を説かねばならぬような多くの現象が発生している事実をわれわれも認める。(中略=引用者)その意味で文相の意図している国民実践要領が形式にも内容にも十分注意して、国民道徳の良き参考になるならば非常に結構なことである」¹⁷と、賛成の意を示している。

また同年 11 月 15 日『読売新聞』は「教育勅語の匂い 道徳教育は目から」において、「世論をジックリ見直すと各界“長老”方はもともと賛成。十日から日光で開いた日教組の教育研究大会ではゼンゼン反対。全国小、中、高校へのアンケートによれば小学校賛成、中学校半々、高校反対、農村賛成、都会反対。ひっくるめればまア五分々々」¹⁸との見方を記している。

同年 12 月 20 日『東京新聞』に掲載された、国民実践要領制定をめぐって実施した世論調査においても、「要領を無用とするもの」が 17.2%であったのに対し、「要領を有用とするもの」が 40.9%であったことから、世論は決して反対一色というわけではなく、先行研究いわれる「四面楚歌」¹⁹という状況ではなかったようである。

さらにもう一つ、同年 11 月 26 日に行われた参院文部委員会で内容検討のため、学者や民間人、学校長など 9 人を招き行われた意見聴取についても言及しておく必要がある。招かれたのは東大教授城戸又一、国会図書館長金森徳次郎、第一生命社長長矢野一郎、愛宕中学校長野口彰、東大教授尾高朝雄、東大教授金子武蔵、日本育英会理事長関口勲、教育学者矢川徳光、小石川窪町小学校長山口友吉であった²⁰。具体的な聴取内容は、国民実践要領ははたして必要かどうか、天野文相が個人で発表することについて、道徳的中心は天皇であるとする発言に対する意見、国民道徳の現状について等であった。

先行研究では、これら参考人の意見が「要領」に対して総じて否定的であり、参考人による「要領」への「猛攻撃」によって、「要領」制定の試みが「討死」したとの評価がなされていた²¹。同年 11 月 27 日の『東京新聞』においても、『『実践要領』みな反対』²²との見出しで、完全否定されたかのように記載されている。

しかし貝塚の研究によると、9 名中 4 名が文部大臣天野個人として発表することについて疑問を表明し、さらに 9 名中 7 名が国家の道徳的中心は天皇にあるとする天野の発言についても疑問を表明する一方で、9 名中 4 名が国民実践要領を制定することの主旨そのものには原則的な賛成意見を展開している。例えば金子武蔵は「天野文相が世上の混乱ということをよく経験せられまして、こういう国民実践要領であります、そういったものをこしらえようとせられるということは私は賛成であります」、あるいは「政府としておのずから職分の限界がありましてそれ以上に出てはならない。けれども実際は道徳面についての教育もしなければならんからして、或る程度これに関連をもつということも止むを得な

い」と制定に理解を示している。また関口勲は「国民実践要領を出されるということについては賛成したいと思うのです。(中略=引用者)個人的な著書としてお出しになるというふうな形では、やはり教職員等に対して感銘も薄いし、悪く申しますればやや権威が薄いので実効を上げることが少ない」として、制定に積極的な姿勢を見せた。矢野一郎は「要領を出そうというお気持ちを持たれたという点において天野さんのご計画、お考えに対し私は敬意を表する」と述べ、金森徳次郎も同様の意見を述べた²³。

少なくとも9名中4名が制定に理解を示していたことから、先行研究における「参考人による要領への猛攻撃により、討死した」との評価からは大きな距離があったといえよう²⁴。

以上からわかることは、まず多くの世論が当時の道徳的退廃を問題視し、その解決策を望んでこと、そして「国民実践要領」制定発言に対し、形式と内容に関して問題視する意見はあったものの、その主旨自体に対しては賛成、あるいは理解を示すものも多く存在したということである。

4. 「国民実践要領草案」と『国民実践要領』の比較

「国民実践要領」は白紙撤回されたものの、翌年天野個人の名前で『国民実践要領』が出版され、その内容は1966年の中教審答申別記「期待される人間像」へと連続した。「期待される人間像」がその後の『学習指導要領』へと影響を与えたことをから、「国民実践要領」制定論議が戦後道徳教育史において重要な役割を果たしたことは明らかである。

しかし、「国民実践要領」制定論議の最中に『読売新聞』にスクープされた「国民実践要領草案」がはたして本当に天野によって書かれたものなのか、換言すれば「国民実践要領草案」が天野の道徳教育観を表現したものなのかという検証がまだなされていない。

天野自身は、「国民実践要領草案」について何の言及もしていない。言及のない以上、暗黙の肯定ととらえてよいのであろうが、戦後道徳教育史における「国民実践要領」制定論議の位置づけをより明白にするため、ここで「国民実践要領草案」と『国民実践要領』について、両者の徳目やその内容について比較検討する。

両者を並べてみると、まず一見してわかるのが、「国民実践要領草案」に比べて『国民実践要領』の方が全般的に長文であるということである。また「国民実践要領草案」に示された27の徳目のうち、すべてが『国民実践要領』の徳目と一致、あるいは類似している。

徳目の順番は多少前後しており、徳目名については「兄弟」⇒「兄弟姉妹」、「躰」⇒「しつけ」、「家庭と家庭」⇒「家と家」、「常識」⇒「健全な常識」、「文化」⇒「社会の使命」、「政治」⇒「国家の政治」、「国家の倫理」⇒「国家の道義」といった変更がみられる。

一方で『国民実践要領』の徳目で「国民実践要領草案」に当てはまらないものは14あった²⁵。

内容については、前文も含めたすべての徳目で一致する個所がみられた。章立てについても、ともに「一 個人」、「二 家」、「三 社会」、「四 国家」の順の4章構成である。

以上より、『国民実践要領』は、「国民実践要領草案」を大幅に加筆したものといえよう。すべての徳目内容に一致（類似）個所がみられることから、徳目の順番や徳目名の変更は

1 年半の推敲の結果とって差し支えない。天野道德教育観において非常に重要視されている「自由」についても、「国民実践要領草案」、『国民実践要領』ともに第一章個人の、「人格の尊厳」につぐ二番目に配置されている。その内容も「動物的本能的なわがまま、衝動的欲求に対して制約されないところに本当の自由がある」²⁶という天野の自由に対する認識そのものである。その他にも「国民実践要領草案」にある「不義不正を避けなければならない」、「思慮深いということは優柔不断ということとは違う」、「家庭は人間を教育する最も手近な場所である」、「真の愛国心は人類愛と一致する」等の表現は、『国民実践要領』でもほとんどそのまま使用されている。

一方で、『国民実践要領』第三章社会の「三 規律」と「八 勤勉」が「国民実践要領草案」に記載されていないということに関しては、疑問が残る。『国民実践要領』における両者の記述をみると、次のようになる。

三 規律

社会生活が正しくまた楽しく営まれるためには、社会は規律を欠くことはできない。個人が各自ほしいままにふるまい、社会の規律を乱すならば社会を混乱におとし入れ、自他の生活をひとしく不安にする。

八 勤勉

われわれは勤労を尊びその習慣をみにつけ、各自の務めに勤勉であることによって、社会の物質的、精神的財を増大しなければならない。勤勉は社会を活気あるものにする。特に資源乏しきわが国の社会においては、われわれが勤勉であり、節儉のうちにも者を生かして使い、怠惰と奢侈に陥らないように自戒する必要がある。

これらは天野の道德教育観でも重要な要素のはずである。前者については、天野の道德教育観の根本であり、天野は著書や訓話において、道德教育は「生活の中の規律を大切に守る」²⁷ところから始まることを繰り返し述べている。例えば獨協大学長時代の訓話において、「心構えもよく、知識もあり、健康であるというのには、どうしたらなれるか。これは、わたしは極めて簡単だと思う。それは、法を守ることにある。法というと法律のように人は思うけれども、規則とか、礼儀とか、ものの道理とか、学校の規則とか、そういうものすべてを守るということを、日常考えていけばよいのだ」²⁸と語っている。

後者については、天野は「道はちかきに在り。しかるにこれを遠きに求む。事は易きに在り。しかるにこれを難きに求む。人々其の親を親として其の長を長として天下平なり」²⁹と『孟子』の一節を引用して、目の前のことに真摯に励むことの必要性を説いている。また甲南高等学校での訓話で語った「それぞれの持ち場において、それぞれの分において精進努力するべきであります」³⁰という、カントの「理性の私的使用」の回避についての発言も、すなわち勤労・勤勉と同義である。これに関しても、天野は繰り返し述べている。

にもかかわらず「国民実践要領草案」にその記載がないのはやはり解せない。これについて天野は何も言及しておらず、先行研究もないため、推測になるが、前者については、

第三章「三 公徳心」に「社会的秩序を守ること」とあるため、これに「規律」が含まれるとして「規律」という徳目を加えなかったことが考えられる。しかしそうすると後に出版された『国民実践要領』に第三章「一 公徳心」で「社会の規律を重んじなければならない」と明記した上で、さらに重ねて「三 規律」で「社会は規律を欠くことはできない」と明記していることの説明がつかない。とすると、天野における「規律の強調」は、「国民実践要領草案」の遂行中に生まれた新たな道徳教育観と考えられる。そのことは、天野の規律に関する発言が主に『国民実践要領』出版後に多くみられ、それ以前にはほとんどみられないという事実からも推測できる。後者に関しては、「国民実践要領草案」に同様の記述もなく、『国民実践要領』で思い出したかのように記載されており、その真意は不明である。いずれにせよ、この 2 徳目がなぜ「国民実践要領草案」に記載されなかったかについてはさらに詳細な検討が必要である。

とはいえ、章構成は完全に同じで、そこに記載された 27 の徳目のすべてに一致する箇所があることから、「国民実践要領草案」はまさに『国民実践要領』の草案であり、「天野的なもの」を明確に示しているといつてよさそうである。

まとめと今後の課題

「国民実践要領」は、先行研究で評価されているように、「四面楚歌」や「討死」という状況ではなかった。にもかかわらず結果として「国民実践要領」が天野自身の手によって「白紙撤回」されるに至ったのは、やはり前述の多くの批判が指摘するように、①『要領』についての天野発言がその内容において、具体性を欠くものであった³¹こと、②「国民実践要領」を「文部大臣としての天野貞祐個人」として発表するとした、天野自身の立場に対する認識不足³²という 2 点が挙げられよう。

とはいえ、こうした論争の高まりは、貝塚がいうように「当時の道徳教育への関心の高まりの現れ」³³であり、その後の社会科改訂から 1958（昭和 33）年の「道徳の時間」の設置へ、あるいは 1966 年の中教審答申別記「期待される人間像」へと連続する道徳教育改革の重要な契機となったわけである。

その「国民実践要領」制定論議で中心の一つとなった「国民実践要領草案」に関しては、若干の疑問はあるものの、章立てや徳目の全てが『国民実践要領』と一致していることから、「天野的なもの」を表しているとして良いであろう。これにより、「国民実践要領」制定論議から 1966 年の「期待される人間像」へ至る流れが、より明白になったといえよう。

今後の研究課題としては、①「規律」及び「勤勉」が「国民実践要領草案」に掲載されなかった理由について、②「国民実践要領草案」及び『国民実践要領』の教育現場における影響について、の 2 点が挙げられる。

- 1 「天野的なもの」とは貝塚茂樹が『戦後道德教育の再考-天野貞祐とその時代』文化書房博文社,2013 (p81) で用いた表現。『国民実践要領』は、天野個人によって執筆されたものでなく、高坂正顕、西谷哲治、鈴木成高に執筆を依頼し、最終的に天野が加筆修正して完成したものである。よって『国民実践要領』の内容を厳密に天野の道德教育観ととらえることには詳細な検討が必要である。そこで貝塚は『国民実践要領』における道德教育観を「天野的なもの」と表現した。
- 2 教育学者、武蔵野大学教授,1963 年。
- 3 当時の道德的退廃については「鳥居正夫『一九五三年夏・西日本における道德退廃についての調査報告』(長崎大学教養部人文科学研究報告)1955」に詳しい。
- 4 安達拓二『「国民実践要領」に世論の批判 幻に終わった“天野勅語”』(内外教育)時事通信社、2000,p23。
- 5 “道義日本”の指針 近く『国民実践要領』を出す『毎日新聞』1951 年 9 月 23 日。
- 6 同上。
- 7 『第十二回国会参議院文部委員会会議録第二号』p8。
- 8 『朝日新聞』1951 年 9 月 27 日朝刊。
- 9 同上。
- 10 長田三男、山下武「講和後における我が国緒教育改革の研究」社団法人民主主義研究会、1963,p15。
- 11 1968 年度版『中学校学習指導要領』の「道德」には、「期待される人間像」の内容及び表現の影響がみられる。
- 12 「国民道德の基準と政府」『朝日新聞』1951 年 10 月 22 日朝刊。
- 13 「天野文相の錯覚」『読売新聞』1951 年 10 月 23 日朝刊。
- 14 「国民実践要領 これが文相草案」『読売新聞』1951 年 11 月 17 日朝刊。
- 15 「民主化に挑戦する天野要領」『読売新聞』1951 年 11 月 19 日朝刊。
- 16 「天野文相の倫理観 天皇は道德の中心か」『日本教育新聞』1951 年 11 月 4 日朝刊。
- 17 「国民実践要領の問題」『東京新聞』1951 年 11 月 15 日朝刊。
- 18 「教育勅語の匂い 道德教育は目から」『読売新聞』1951 年 11 月 15 日朝刊。
- 19 船山謙次『戦後道德教育論史 上』青木書店,1981,p127。
- 20 「無理のある“ワク”発表形式等に反対の声」『読売新聞』1951 年 11 月 26 日朝刊。
- 21 貝塚茂樹,前掲『戦後教育改革と道德教育問題』,p347。
- 22 「『実践要領』みな反対」『東京新聞』1951 年 11 月 27 日朝刊。
- 23 貝塚茂樹,前掲『戦後教育改革と道德教育問題』,pp.347-349。
- 24 同書,p347。
- 25 第一章「個人」では「五 良心」「七 勇気」「九 節度」「十一 廉恥」「十二 謙虚」「十四 自省」「十六 敬虔」、第二章「家」では「一 和合」、第三章「社会」では「三 規律」「四 たしなみと礼儀」「五 性道德」「八 勤勉」、第四章「国家」では「二 国家と個人」「九 人類の平和と文化」。
- 26 天野は「自由」について著書で「人間は神でもなく、動物でもなく、神を宿した動物、即ち精神・身体的存在であるから、身体を持ち、従って官能の欲求を持つことはもちろんである。ただしその欲求に支配されずかえってそれを支配する能力としての自由の主体なのである」と述べている(天野貞祐『今日に生きる倫理』(天野貞祐全集第四巻),栗田出版会,1970,p95)。
- 27 獨協学園百年史編纂委員会『目でみる獨協百年』獨協学園,1983,p122。
- 28 天野貞祐『獨協学園訓話』(天野貞祐全集第六巻)栗田出版会,1971,p177。
- 29 天野貞祐『信念と実践』(天野貞祐全集第三巻)栗田出版会,1971,p9。
- 30 蛭名賢造『天野貞祐伝』西田書店,1987,p163。
- 31 『戦後教育改革と道德教育問題』日本図書,2001,p350。
- 32 同書,p352。
- 33 同書,p353。